

意見書案第1号

原発事故避難者に対する住宅提供の継続と生活支援を求める

意見書

福島第一原子力発電所の事故から6年が経過したが、収束の見通しは未だ立っていない。今も約4万人が故郷を離れ福島県外に避難し、神奈川県には3,000人ほどの方が暮らしている。皆、新しい環境の中で何とか生活してこられた。しかし、政府と福島県は今春3月をもって避難指示区域以外からの人たちに対する住宅の無償提供を打ち切ると決定した。

事故の影響と子どもたちの健康を案じて避難した人たちがその後、さまざまな困難に耐えながら日々の生活を営み、子どもたちを守り育て、失った生活を取り戻す努力をしてきたこの間の辛苦は大変なものであったと思われる。その唯一の命綱となってきたものが住宅の無償提供であった。神奈川県のアナケート調査によれば72パーセントの方が「神奈川県に住み続けたい」と答え、住宅支援の継続を求めている。「もう転校はしたくない」という子どもたちの声も切実である。

平成24年に制定された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」は、被災者一人ひとりが「支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」と謳っている。この精神を生かしてほしい。

よって、政府及び福島県に対して以下の事項を実現されるよう強く要望する。

1. 原発事故避難者が当面、現在の希望する場所で生活を継続できるよう、住宅の無償提供を継続すること。
2. 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、被災者の実情に対応した長期的な生活支援のための制度づくりを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 21 日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
国土交通大臣	石	井	啓	一	殿
復興大臣	今	村	雅	弘	殿
福島県知事	内	堀	雅	雄	殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 吉 川 重 雄